

会 議 記 録 (1)

会議名称	令和6年度第1回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開会及び開会日時	令和6年8月8日(木) 午後1時30分から午後3時05分
開催場所	北本市役所 会議室3-F
議長氏名	会長 大島 映一 (仮議長 こども健康部長 小池 智子)
出席委員(者)氏名	和久津 英子、岩崎 祥江、柿崎 広、斉藤 勝夫、福山 史江、若山 銀一郎、鈴木 義信、稲木 勝英、伊藤 治、関根 治人、佐藤 道子、大島 映一、水野 稔、吉野 進午、池田 真一
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職員氏名	保険年金課長 佐藤 健市 保険年金課主幹 山本 一真
事務局職員氏名	こども健康部長 小池 智子 保険年金課長 佐藤 健市 保険年金課主幹 山本 一真 保険年金課主査 長谷川 知亮 保険年金課主事 降田 美来
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶 3 会長の互選 4 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項について <ol style="list-style-type: none"> ア データヘルス計画実施事業の状況報告について イ 令和7年度北本市国民健康保険税について (2) 協議事項について <ol style="list-style-type: none"> ア 令和5年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について イ 令和6年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(案)について ウ 北本市国民健康保険条例の一部改正(案)について (3) その他 5 閉会
配付資料	<p>会議次第</p> <p>資料1 データヘルス計画実施事業 令和5年度評価</p> <p>資料2-1 北本市国民健康保険事業特別会計 将来推計(R6年7月試算)</p> <p>資料2-2 北本市国民健康保険 保険税率の現状と課題について</p> <p>資料3-1 令和5年度北本市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の概要について</p> <p>資料3-2 令和5年度行政報告書(国民健康保険特別会計 抜粋)</p> <p>資料4 令和6年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)の概要について</p> <p>資料5-1 北本市国民健康保険条例の一部改正(案)について</p> <p>資料5-2 北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>資料5-3 北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>1 開 会 北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件である過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立いたしますことを御報告します。</p>
こども健康部長	<p>2 挨拶 こども健康部長 小池 智子 (一略一)</p>
事 務 局	<p>3 会長の互選 会長に事故あるときは副会長がその職務を代理するところでございますが、今回は会長が「欠けている状態」となるため、副会長が職務を代理することができません。 そのため、会長が決まるまでの議事進行につきましては、「仮議長」といたしまして、小池こども健康部長が務めます。よろしく願いいたします。</p>
仮議長 (こども健康部長)	<p>それでは、仮議長として会議の進行を務めさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条 (公開・非公開の決定) について諮り、会議を公開することが了承された。 ○ 北本市附属機関等の公開に関する規則第5条 (会議資料の閲覧) について諮り、会議資料の閲覧が了承された。
事 務 局	<p>【傍聴人1名入室】</p> <p>このたび委員に変更がございますので、紹介をさせていただきます。 まず、被保険者を代表する第1号委員として 和久津 英子 (わくつ えいこ) 様 が、令和6年8月1日付けで委嘱されております。 続きまして、公益を代表する第3号委員として 関根 治人 (せきね はるひと) 様 が、令和6年5月17日付けで委嘱、 また、 大島 映一 (おおしま えいいち) 様 が、令和6年6月24日付けで委嘱されております。 そして、被用者保険等保険者を代表する第4号委員として 池田 真一 (いけだ しんいち) 様 が、令和6年4月1日付けで委嘱されております。 それでは、新任の委員様より一言御挨拶をお願いいたします。</p>
仮議長 (こども健康部長)	<p>【新任委員挨拶】</p> <p>和久津 英子 委員 (一略一) 関根 治人 委員 (一略一) 大島 映一 委員 (一略一) 池田 真一 委員 (一略一)</p> <p>それでは、会長の互選を行います。前会長が離任されたことに伴い会長1名を選出する必要がございますが、選出方法などについて、事務局から</p>

事務局	<p>説明をお願いいたします。</p> <p>会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条で「協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」と定められています。</p> <p>したがって、副会長である佐藤道子委員を除く公益を代表する第3号委員として、伊藤治委員、関根治人委員、大島映一委員の中から選出することになります。よろしくお願いいたします。</p>
仮議長（こども健康部長）	<p>ただいまの説明のとおり、会長につきましては、公益を代表する第3号委員の中から選出することになります。皆様の中から御推薦、自薦等ございましたら、御意見をお寄せください。</p>
委員	<p>会長につきましては、直近の会長であった関口前委員から後任として引継ぎを受けている大島委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
仮議長（こども健康部長）	<p>ただいま、大島委員を会長に推薦する御意見を頂きました。</p> <p>ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>ほかに特に御意見や異議等が無ければ、会長は大島委員にお願いするということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【拍手】</p>
仮議長（こども健康部長）	<p>それでは、皆様のご了承を頂きましたので、大島委員は会長席に御移動いただき、議長として、会議の進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>4 議 事</p> <p>(1) 報告事項について</p> <p>それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、議長を務めさせていただきます。</p> <p>次第にありますとおり、本日は、報告事項が2件、協議事項が3件となっております。円滑な議事進行に御協力をお願いします。</p> <p>それでは、(1) 報告事項のA データヘルス計画実施事業の状況報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>－資料1を示して説明－ （一略－）</p>
議長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
委員	<p>令和5年度特定健康診査は今年の11月で終わっているはずですが、現時点で受診率が未確定とのことでした。これはどういった理由なのでしょう。</p>
事務局	<p>健診自体は終了していますが、事業評価における受診率の集計上、通年での国保資格の確認が必要となることと、人間ドックの受診者も数に加えることになることから、現時点では数値の確定ができていないという状況でございます。それらを踏まえると、最終的には、例年と横ばい程度の受診率となるものと考えております。</p>

委 員	特定健診の受診期間については、今後どのようにしていく考えでしょうか。
事 務 局	<p>期間を延長すれば受診率が向上するとは限らないため、現時点では、期間変更等の検討は行っておりません。</p> <p>なお、今年度から特定健診に係る自己負担を無償化したことから、その実績等も踏まえながら、受診の期間が適切か否か検討していきたいと考えております。</p>
委 員	特定健診の受診期間について、市民の方から何か意見等を受けていますか。
事 務 局	現時点では、市民の方からの直接の御意見等は受けておりません。
委 員	特定健診について、40歳未満の方を対象に実施する予定はありますか。
事 務 局	<p>特定健診は、法律上、40歳以上を対象としております。そのため、仮に40歳未満を対象に健診事業を実施したとしても、配布資料にございます事業評価指標の数字には入ってこないということになります。</p> <p>なお、保険年金課と同じこども健康部にございます健康づくり課では、どの保険に加入しているかにかかわらず、39歳までの女性を対象に集団検診を実施しております。</p>
委 員	自己負担を無償化したのですから、今年度以降の受診率が更に向上していくよう願っています。
事 務 局	受診率を向上させ、また医療機関等の皆様に御協力を頂いて特定保健指導に繋げることで、被保険者の皆様の健康を守ってまいりたいと考えております。
議 長	<p>ほかに質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、令和7年度北本市国民健康保険税について、事務局から説明願います。</p>
事 務 局	－資料2－1～2－2を示して説明－ （一略－）
議 長	ただいまの説明について質問はありますか。
委 員	試算では令和7年、8年、9年と不足額が増加しています。保険税率を改定し税収を増やす、という発想だけでは、今後の対応は難しくなるだろうと思います。ほかの対策等は何か考えていますか。
事 務 局	現状では、来年度以降の予算を組めない状態にあります。不足額を解消するために最も確実性が高いと思われる税率改定の必要性について委員の皆様と共有させていただくという趣旨で、今回の報告事項とさせていただきます。
委 員	今年度から特定健診の自己負担の無償化が始まったのに来年度は増税、というのは、方向性としてアンバランスなのではないでしょうか。

事務局	<p>特定健診の自己負担の無償化は、被保険者の皆様に自身の健康に関心を持っていただくために実施するもので、ある意味では、約600万円の「投資」のような位置づけにあります。</p> <p>今後の税率改定により「収入」を上げつつ、データヘルス計画に基づき被保険者の皆様の健康を守ることで「支出」を減らす、ということで、国保財政全体の話においては対立するものでないと考えております。</p>
委員	<p>北本市の国保財政に不足額が生じており、また一方で県内の保険税水準の統一を目指していく必要があるということについては理解しました。</p> <p>しかし、そもそも税率を上げなくてもよくなるような方法も考えてほしいと思います。物価から何から、何でも高騰する時代です。何も対策を練らずに、県の目標だから北本市も上げるのだ、上げるしかないのだ、では納得できない方も多いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>保健事業を進めることで医療費を減らしていくことは必要と考えます。しかしながら、納付金の算定方式が昨年度から変化してきました。例えば、北本市の国保加入者が健康で医療費がかからなくても、他自治体においても同様の状況でなければ、納付金額は全自治体で公平に増えてしまいます。納付金制度や市町村標準保険税率の動向を踏まえながら、向こう2年間の安定した運営を図るために必要なぎりぎりの税率を検討してまいります。</p>
議長	<p>ほかに質疑等はないようですので、本日の報告事項のア及びイのそれぞれについては、「了承」とすることよろしいでしょうか。</p> <p>【「はい」という声あり】</p>
議長	<p>それでは、各報告について「了承」といたします。</p>
議長	<p>(2) 協議事項について 続きまして、(2) 協議事項のア 令和5年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>－資料3-1～3-2を示して説明－ (一略一)</p>
議長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p> <p>【特に質疑等なし】</p>
議長	<p>質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、イ 令和6年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(案)について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>－資料4を示して説明－ (一略一)</p>
議長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p> <p>【特に質疑等なし】</p>
議長	<p>質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、ウ 北本市国民健康保険条例の一部改正(案)について、</p>

	事務局から説明願います。
事務局	－資料５－１～５－３を示して説明－ （一略－）
議長	ただいまの説明について質問はありますか。
委員	北本市国民健康保険の被保険者のマイナ保険証の保有率は何パーセントですか。
事務局	マイナ保険証の保有率は、約６０パーセントです。なお、マイナ保険証の利用率は、約１１パーセントとなっております。
委員	そうすると、残りの約４０パーセントの方々には、資格確認書を発行するということになるのですか。
事務局	被保険者証の新規発行が終了する令和６年１２月２日以降の予定となりますが、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書というカード型の書類を交付することとなります。 また、現行の被保険者証をお持ちの方は、通常の場合では、令和７年７月３１日の有効期限まで現行の被保険者証を利用することが可能です。被保険者証の有効期限が到来する時点でマイナ保険証をお持ちでない場合には、その時点で資格確認書を交付します。
委員	令和６年１２月２日以降も現行の被保険者証が利用可能なのですね。知りませんでした。
委員	資料５－１「北本市国民健康保険条例の一部改正（案）について」にある「罰則」とは具体的には何を意味しているのですか。
事務局	例えば、国民健康保険加入の際に虚偽の届出をした、督促や催告を受けても国民健康保険税を滞納し続けている、といった場合に「被保険者証」を返還させることができ、なおそれに応じない場合は１０万円以下の過料を求めることができるという規定がございます。本市の状況としては、過料を課したという事例は少なくとも近年ではございませんでしたが、今後「被保険者証」が無くなることからその用語を削る、という改正となります。
委員	改めて確認をさせていただきたいのですが、先ほどの話にあったマイナ保険証を保有していない約４０パーセントの方は、来年７月までに強制的にマイナ保険証となるのでしょうか。
事務局	その約４０パーセントの方々には、マイナンバーカードをお持ちであってもマイナンバーカードの被保険者証利用登録をしていない方、あるいはマイナンバーカード自体を作成していない方がいらっしゃいます。マイナンバーカードを作成することは義務ではなく、必ずしもマイナ保険証を取得しなければならないというものではございません。 保険者としては、国の方針の下、マイナ保険証を利用することのメリット等を被保険者の皆様に周知してまいります。マイナ保険証を利用するかどうかは、最終的には御本人の意思によるものですので、利用を希望しない方に対しては、申請によらずカード型の資格確認書を発行する予定で

